

パブリックコメントに対する委員会回答

番号	コメント内容	委員会回答
1	改訂に対する改善には猶予期間があるとか、既存の学校では従前どおりでよいなどの措置はとられますか。	既設の養成機関であっても自己点検・自己評価の基準としてご活用ください。
2	ハード面で既存の学校には整備が難しい場合がある。実習室に追加チェア一分のスペースがない場合どうするか。	本ガイドラインは新たに養成所の設置をしようとする者（校舎の全面変更しようとする者又は学級数の増加をしようとする者）に対するガイドラインです。ガイドラインが改訂され、校舎の全面変更を実施する際には実習室を拡張する必要があります。
3	シャープニングフリーのスクレーラーも出てきている。しかし、臨床では砥石を使っているところもあり、砥石でのシャープニングを知らないと困る場合がある。 そのため、電動のシャープナーより砥石が妥当と思われる。	スクレーラーシャープナーを砥石（電動シャープナーを含む）としました。
4	第八 実習施設に関する事項 ここだけ読めば、この赤字削除も理解できますが、下記の2.3.の表現を明らかにするには、むしろ赤字部分を削除しないほうが良いと考えます。 ここだけ読めば、この赤字削除も理解できますが、第六と第八の表現に関し矛盾が生じているのではないかと考えます。 2 臨床実習施設は、 3 臨床地実習施設以外の… これは臨床実習施設以外の…の表現でいいのではないのでしょうか	「臨床実習施設」、「臨床実習施設以外の実習施設」という区分を廃止し「実習施設」としました。
5	別添 2 に関する質問 1. 器材の必要性 訪問診療用器材一式：ポータブルユニ	訪問診療・訪問指導等を学習するにあたり、ポータブルユニットは備品として備えている環境は望ましいと考えました

	<p>ット 1 口臭測定器 1 この 2 点は、実習において養成校の備品として必要でしょうか？</p>	<p>が、高額で維持経費を考慮すると必須とするには負担が大きいため、削除としました。 口臭測定器は教科書にも掲載されており、教育の必要があります。</p>
6	<p>同一法人の設備（看護学部） 健康増進関連機器一式（体重計など） 1 救命救急処置器材一式 1 生体情報モニター 1 *本学敷地内の近距離に施設があるため借用は可能ですが、もしこの案が通った場合、備品として支障はないでしょうか。</p>	<p>既存の養成機関が他の施設（看護学部等）と併設されている場合にあっては、共用することができると考えられます。</p>
7	<p>第七 2 教室等 (6) 3 (1) (2) (4) 標本→削除 削除の理由は何か？</p>	<p>骨格標本や組織標本などは、近年模型や画像で非常に精巧で良質なものを入手することができると思います。看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインでも現在は削除されています。</p>
8	<p>2 (2) ・ ・ ・ 1 施設当たりの学生数は 2 名以上とすること。なお、歯科医師及び歯科衛生士各 1 名の場合の学生数は、3 名を標準とすること。 歯科診療の高度化、複雑化に伴って、日常業務が煩雑化している。さらに、患者は安全で高質な医療サービスを求めている。このような状況の中で、臨床実習施設において学生数 3 名を標準とする受入れは困難な施設もある。 以上の理出から案として、『1 施設当たりの学生数は 2 名を標準とすること』としていただきたい。</p>	<p>施設当たりの 2 名の学生数が、学生の立場、安全面等から考え妥当であるため、「なお、歯科医師及び歯科衛生士各 1 名の場合の学生数は、3 名を標準とすること」は削除とし「1 施設当たりの学生数は 2 名以上を標準とすること」としました。</p>
9	<p>ユニット（エアータービン、マイクロモーター、吸引器を含む 学生 3 人 1</p>	<p>相互実習は、術者、補助者、患者役の 3 人一組での実習が適当です。</p>

	<p>ユニットの増設または、実習形態の変更（1 学級を 1/2 として実習する）、それに伴う教員の確保は容易ではない。段階的な移行をお願いしたい。</p> <p>案として『学生 4 人または 4.5 人に 1 台』としていただきたい。</p>	
10	<p>口腔外バキューム 数量 1</p> <p>1 台の使用目的が分からない。見本なのか医療安全の確保のためなのか。見本のために必要ということであれば、写真または、映像でもよいのではないか。医療安全の確保のためということであれば、1 台では足りない。</p>	<p>医療安全確保も必要だが、取扱いについて知っておく必要性があり、実物が必要です。感染症対策のため「適当数」に変更しました。</p>
11	<p>歯科保健指導器具一式</p> <p>口腔衛生管理用器材一式</p> <p>食生活指導用器材一式</p> <p>口腔機能管理用器材一式</p> <p>健康教育用器材一式</p> <p>器材一式ではなく、必要最小限の器材を明記してほしい。</p> <p>現行の『顕微鏡』は改訂では削除されている。健康教育器材として取り扱いを習得しておく必要がある。記載を残すべきではないか。</p>	<p>一式には一部「〇〇、〇〇等を含む」を挿入しました。なお、ガイドラインに詳細を記載するのは適当でなく、また各養成校の自由度も必要です。</p> <p>顕微鏡は、デジタル画像等での代用が可能と思われるため必須から除外しました。</p>
12	<p>恒温槽</p> <p>使用目的がわからない。</p>	<p>カリエスリスク検査や細菌培養等を行う際、細菌培養に必要です。</p>
13	<p>救命救急処置器材一式</p> <p>器材一式ではなく、必要最小限の器材を明記してほしい。</p>	<p>「AED トレーナー、酸素吸入器等を含む」を挿入しました。なお、ガイドラインに詳細を記載するのは適当でなく、また各養成校の自由度も必要です。</p>
14	<p>体温計、パルスオキシメーター 5 人に 1</p> <p>取り扱いが簡単で測定時間も短いので『適当数』でよいのではないか。</p>	<p>適当数にしました。</p>
15	<p>『歯科衛生士養成所指導要領』から『歯</p>	<p>変更の承認や届出の様式は、「地域の自</p>

	<p>科衛生士養成所指導ガイドライン』に変更された後、変更の承認または届出をする様式は、前者の様式を引続き使用することとなっている。この度のガイドラインの改訂に合わせて見直す必要はないでしょうか。</p>	<p>主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）」の施行により、平成 27 年 4 月 1 日から、各種養成施設の指定及び監督に係る事務・権限が、地方厚生局長から養成施設の所在地を管轄する都道府県知事に移譲されたため、各都道府県が厚生労働省の「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」に沿って、「指導要領」等を作成し様式を決定することになっています。今回の委員会での見直しは「ガイドライン」ですので、各都道府県の様式の見直しは実施しておりません。</p>
16	<p>第八「実習施設に関する事項」第 1 項：「実習施設としては、病院、診療所、歯科診療所以外に、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること」 →「実習施設としては、病院、診療所、歯科診療所以外に、保健所、市町村保健センター、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること」等としてはいかがでしょうか。 （施設名称及び記載順につきましては、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」P16L15-17、L29-30、L33-36 を参照いたしました。）</p>	<p>市町村保健センターを追加しました。なお、施設名称及び記載順につきましては、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」P16L15-17、L29-30、L33-36 を参照いたしました。</p>
17	<p>第八「実習施設に関する事項」第 3 項：「臨床実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること」→「臨床実習施設以外の実習施設については、</p>	<p>法令名を列挙せず、「実習施設は、法令に定められている基準を満たし、歯科臨床や地域保健等の実習を行うにふさわしいものであること。」としました。</p>

	<p>法令で定められている基準を満たし、実習を行うにふさわしい施設であること」第六に「イ 臨地実習（臨床実習を含む）」がありますので、「臨地実習施設以外の実習施設」は存在しないと思われます。また、「法令」とすれば憲法、法律、政令、勅令、府令、省令、規則が全て含まれますので、実習施設に学校等を含める場合にも法令名を列挙しなくてよいかと思われます。</p>	
18	<p>ガイドライン別添2 および3 改訂要望案について</p> <p>(別添2 および3 共通) 数量について: 「〇〇一式」は「1」でよいと存じますが、個々の品名が明記された欄の数量につきましては、現行と同様に「1以上」としてはいかがでしょうか。養成所の設置者が歯科関係者でない場合、養成所の状況により「2」以上の数量が望ましいとしても、数最が「1」と記載されていれば最低数の「1」しか購入が認められない可能性があります。「学生〇人に1」につきましても、同様に「学生〇人に1以上」としていただけましたら幸いです。</p>	<p>「1以上」、「学生〇人に1以上」としました。</p>
19	<p>別添2、E14:「簡科用ユニット(エアータービン、マイクロモーター、吸引器を含む)」とするのは、今後エアスケーラーを配備するためには望ましいと思われますが、既設の養成校で、は全てのユニットにエアータービンが設置されているとは限らないため、現状では「簡科用ユニット(マイクロモーター、吸引器を含む)」でもよいのではないかと感じました。なお、もし「エアータービン」を残される場合には、「エアーター</p>	<p>旧指導要領でも、「ユニット(歯科用タービン・歯科用吸引器を含む): 3台以上であって学生数の二分の一以上」となっています。</p> <p>エアスケーラーを使用するためにも、エアータービンは必要です。</p> <p>エアータービンの誤字は修正しました。</p>

	ビン」への修正をお願いいたします。	
20	別添2、E16「マイクロモーターハンドピース（ユニットとは別途）」：相互実習で使用使用するハンドピース類は学生数を減菌して準備することが必要ですので、「学生3人に1」を「学生1人に1以上」としてはいかがでしょうか。	滅菌が必要な器具は学生1人に1以上あることが理想ですが、3人一組での実習を想定した場合、短時間で滅菌できる機械等を使用するなど工夫すれば、可能です。
21	別添2、ユニット関連：上記と同様、滅菌が必要な「口腔内バキューム（サクシオン）チップ」を追加し、「学生1人に1以上」としていただけましたら幸いです。	ディスポーザブルのタイプもあるので、備え付けの物品として追加する必要はないと思います。
22	別添2、ユニット関連：上記と同様、滅菌または交換が必要な「排唾管（エジェクター）」を追加し、「学生1人に1以上（ディスポーザブルの使用も可）」等としていただけましたら幸いです。	ディスポーザブルのタイプもあるので、備え付けの物品として追加する必要はないと思います。
23	別添2、ユニット関連：上記と同様、滅菌または交換が必要な「スリーウェイシリンジノズル」を追加し、「学生1人に2以上（学生1人に対し、術者用と補助者用の計2本必要。ディスポーザブルの使用も可）」等としていただけましたら幸いです。	ディスポーザブルのタイプもあるので、備え付けの物品として追加する必要はないと思います。
24	別添2、E53、E54：このたび「エアスケレーター」を新規追加していただき、「エアスケレーター」と「超音波スケレーター」がそれぞれ「学生3人に1」となっています。上記とも関連いたしますが、全養成校が「エアスケレーター」と「超音波スケレーター」の両方を学生数準備するのは現状では困難と思われます。つきましては、「超音波スケレーターまたはエアスケレーター」の数を「学生1人1以上」とし、さらに「インサートチップ（超音波スケレーターまたはエアスケ	「超音波スケレーター」、「エアスケレーター」とともに「学生3人に1以上」が望ましいのですが、各学校の負担を考慮して、「超音波スケレーター」を「学生3人に1以上」、「エアスケレーター」を「1以上」としました。なお「超音波スケレーターまたはエアスケレーター」の数を「学生1人1以上」の方が数は多くなります。各学校の負担を考慮しています。

	ーラー)」を追加して数量を「学生1人に1以上」としてはいかがでしょうか。	
25	別添3、E100:「エアータービン」→「エアタービン」	エアにタービンに訂正しました。
26	別添3、E103:「超音波スケーラーまたは、エアースケーラー」→「超音波スケーラーまたはエアースケーラー」	エアにタービンに訂正しました。
27	「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」の改訂要望に至った経緯の説明をお願いしたい。	「歯科衛生士養成所指導要領」(H16年9月29日)は平成27年3月31日に、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになったため、厚生労働省医政局長通知として「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」が定められました。しかし歯科衛生士の教育年限が延長され教育内容も時代のニーズとともに進展しているにもかかわらず、本ガイドラインの内容は「歯科衛生士養成所指導要領」から変更されていません。また、H27年から改訂も実施されていません。とりわけ教育上必要な機械器具(別添2,3)については実際の臨床現場で使用しておらず販売が停止されているものもあり、教育においても不必要な物品がある一方、必要な機械器具が掲載されていません。このようなガイドラインのもとに設置された歯科衛生士養成機関で十分な歯科衛生士教育が実施されない恐れがあるため、本協議会から厚生労働省にガイドラインの改訂を要望することになりました。
28	要望案の各改訂項目における改訂理由を明示していただきたい。	現在の社会のニーズと歯科衛生士教育の実際から鑑みて、最低備えておく必要があると思われる要件としてそれぞれの項目について検討しました。
29	ガイドライン別添2及び別添3におけ	各学校において、実習を行う人数など状

	る「一式」「適当数」の文言は、具体的な表現で記載をお願いしたい。	況が異なるため、「一式」、「適当数」としました。
30	器材の不足、管理の煩雑さが生じる恐れがあるため、別添2及び別添3で器材の細かい部類分けは取りやめるべき。	「一式」と表現しただけでは、最低必要な器材の準備に不足が生じてしまうためです。目安として最低限必要な物品の一部については「〇〇、〇〇を含む」もしくは「〇〇、〇〇等」としました。
31	第八の1で「病院～保育所そのほかの社会施設等」をすべて実習施設として定義すると、「臨床実習施設」の定義がなくなってしまう。 定義せずに仮に臨床実習施設立実習施設とすると(3)で保育所等でも別添3の設備(ユニット等)を備えていなければならないことになる。 また、第八の3で「臨地実習施設以外の施設」という表現があるが、これも「臨地実習施設」そのものが定義されていないので、その内容が不明確である。以上から、まず「臨床実習施設」「臨地実習施設」「臨地実習施設以外の施設」を定義して、条文第八全体の整合性を図るべきである。	「臨床実習施設」、「臨床実習施設以外の実習施設」という区分を廃止し「実習施設」としました。
32	第六 授業に関する事項 3 単位制について(1)単位の計算方法イ臨地実習臨床実習を含む。 「臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。」となっているが、臨地実習に費やす時間が多く、十分な教科の教授が圧迫されている。 「1単位を45時間の実習」を「1単位を30～45時間の実習」でお願いしたい。	実習については、到達すべき目標からも、臨地実習については他の職種の現状からも、45時間が妥当です。

	あるいは、指定規則上の臨地実習の単位を軽減することができなければ、「1単位を45時間の実習」を「1単位を45時間の実習(ただし、学内での実習前・後講義を含む)」とする表現でお願いしたい。	
33	歯科予防処置器材一式の「フッ化物塗布器材一式」は適当数でよいかと思えます。	「適当数」にしました。
34	救命救急処置器材一式の「聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター」は適当数でよいかと思えます。	適当数にしました。
35	「恒温槽」はう蝕活動試験時の培養器として使用するととらえてよろしいでしょうか。	カリエスリスク検査や細菌培養等に必要です。
36	数量は最低基準であるということの明記。 組織によっては、その数量で十分と思っ てなかなか補充できないことも多いので、 下記器具については、最低ラインをあげて いただきたい。歯科衛生士の技術習得に 必須。 a. 歯面清掃器具一式(PTC PMTC用器材、 歯面清掃器) → 学生3人に1 b. 口腔内撮影用カメラ → 学生3人に1	各学校において、実習を行う人数など状 況が異なるため、「一式」、「適当数」とし ました。 口腔内写真撮影用カメラなど高価なた め、各学校での準備にまかせました。
37	訪問診療用器材一式 ポータブルユニットは、学校備品とし て使用頻度がないのではないでしょう か?使用がないとメンテナンスも大 変となります。大規模災害時には応援 に使用することもあるかもしれませんが、 治療というより口腔ケアとして歯 科衛生士は入っていくこと多いため、 ユニットまでの必要性があるかどうか 疑問を感じました。 しかし、ポータブル吸引装置は、口腔	訪問診療・訪問指導等を学習するにあ たり、ポータブルユニットは学校備品とし て備えている環境は望ましいと考えま したが、高額で維持経費を考慮すると必 須とするには負担が大きいため、削除し ました。 ポータブル吸引装置、車椅子は、各学 校の状況を踏まえ「1以上」としました。

	ケア時に必要でありシユミレーターと併せて学生 10 人に 1 くらいは必要、車椅子の扱いも必須であり複数台必要となると思います。	
38	別添 2 の歯科用ユニット学生 3 人に 1 は個人的には必要な要件と考えております。しかし、現状では施設の関係上、そのスペースが確保できるかどうかの問題は出てくると思います。	歯科用ユニットを使用する相互実習は、術者、補助者、患者役として、3 人 1 組での実習が適しています。
39	この改定が出されたときは、行政より補助金等は整備されるのでしょうか？施設の拡充が必要となります。そのための補助金等の整備をお願いしたい。	すでに設置されている養成機関については要件を満たすことが義務づけられるのではないため、補助金等の整備の要望はいたしません。
40	第五「専任教員は」→「常勤の専任教員は」に変更した方が良い	一般的に教育機関における「専任教員」は常勤の教員を示していると考えます。
41	別添 2 追記した方が良い 滅菌パック器材一式	高圧蒸気滅菌器を準備して使用するのであれば、当然必要な器材と考えてあげていません。
42	今後必要と思われるもの ウォッシャーディスインフェクター、マイクロスコープや拡大ルーペ、CAD/CAM 機器一式等も、今すぐではなくても将来追記が必要かもしれない。	将来的に必要な器材であるが、高価なため準備できない場合を考えて、必要な器材としませんでした。
43	DV 等の動画教材に関する項目も必要かもしれない	口腔機能管理用器材一式に含みます。
44	要望 救命救急処置器材一式の具体的な内容を明記してもらいたい。	消耗品ではない物品として「AED トレーナー、酸素吸入器等を含む」としました。なお、ガイドラインに詳細を記載するのは適当でなく、また各養成校の自由度も必要です。
45	要望 自動現像機・シャーカステンは使用されている開業医もあるので、削除しない方がよいのではないかと。	デジタル撮影がほとんどであるため、必要な器材には入れませんでした。
46	質問	現行は、酸素吸入器のみあげられている

	酸素吸入器が削除されているが、救命救急処置器材一式に含まれているのかどうか？	が、救命救急処置器材一式としたため、一式に含みます。
47	電動式アマルガム練和器は削除でよいが、歯髄診断器、電気的根長測定器も削除するのか？器具一式に含まれるのであれば、必要な部分に具体的に明記した方がよいのではないかと？	歯髄診断器、電気的根長測定器は削除ではなく、必要なものをあげると煩雑になってしまうため、一式に含めたとご理解ください。
48	改訂要望案に慢温槽が追加されているが、追加された理由が知りたい	カリエスリスク検査や細菌培養等に必要です。
49	<p>第八 実習施設に関する事項</p> <p>(2) 臨床実習施設における指導教員数は少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各 1 名以上であって、<u>1 施設当たりの学生数は 2 名以上とすること。</u>なお、歯科医師及び歯科衛生士 1 名の場合の学生数は、3 名を基準とすること。</p> <p>下線部赤文字の箇所に関して実習先としてふさわしいと思っても診療所の規模により学生 2 名は引き受けられないとして実習を受け入れていただけないところがあります。また、実際に本校の実習は 1 名ずつの配置で実施をしている診療所が多々あり、道庁の指導調査時に指摘を受けたことはありません。この部分を削除した文言に訂正していただければ、より柔軟に実習配置ができるようになると思います。</p>	施設当たりの 2 名以上の学生数が、学生の立場、安全面等から考え妥当であるため、「なお、歯科医師及び歯科衛生士各 1 名の場合の学生数は、3 名を標準とすること。」は削除としました。
50	<p>別添 2 改定案</p> <p>・口臭測定器今歯科衛生士が患者指導に使用するものとしては有効と思われませんが、非常に高価な精密機械であること、また歯科診療所に設置しているところがあまりないことなどから、標準設備として掲載する必要が無いように思います。</p>	将来的に口臭測定に関する知識は必要です。ガスクロマトグラフィーのように高価なものだけを指すのではなく、簡易で安価な口臭測定器でも可とします。

51	口腔機能管理用機材一式 上段にある口腔機能評価用機材一式と重複するのではないのでしょうか。	口腔機能評価は基本的に機能を数値化して測定するものを対象としていますが、口腔機能管理は機能を維持もしくは改善するためのトレーニング器具をさします。重複する場合があります。
52	恒温槽 →診療所で使用しているところをあまり見たことがありません。必要が無いように思います。	カリエスリスク検査や細菌培養等に必要です。
53	学生ロッカー→削除はしないほうが良いと思います。 学生の貴重品の管理のためには小さくても良いので設置していただきたいものです。代用品があるのでしたら、ロッカー等と表記しては如何でしょうか。	別添3は実習を実施する際に必要な機械器具のリストであるため、学生ロッカーについての記載は別添3では削除し、本文第八2(3)の学生控室→学生控室(更衣室、ロッカー等)として追加しました。
54	別添2について 歯科用ユニット (エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む) 学生3人に1 「エアタービンハンドピース」を3人に1本という意図を教えてください	歯科用ユニットを使用する相互実習は、術者、補助者、患者役として、3人1組での実習が適しています。
55	エアタービンを標準装備とする歯科用ユニットを求めているのであれば、設置期限(5年以内)など具体的な数字があれば教えてください。	今後新規で養成校を設立する場合です。
56	エアタービンが使用できる歯科用ユニットを学生3人1に1台にまで増設する目標をたてたのは、いかがな理由でしょうか。	今後新規で養成校を設立する場合、歯科用ユニットを使用する相互実習は、術者、補助者、患者役として、3人1組での実習が適しています。
57	これだけのものを追加で準備するためには、多大な費用がかかりますが国に対する補助も要請していただけるのでしょうか。	すでに設置されている養成機関については要件を満たすことが義務付けられるのではないため、補助金等の整備の要望はいたしません。
58	エアスケーラー 学生3人に1 こちら理由を教えてください。	「エアスケーラー」は各学校の負担を考慮して「1以上」としました。

59	<p>口臭測定器 1 教育現場に導入する根拠を教えてください。 また、いろいろな機種がありますがどのレベルのものを考えておられるのか教えてください。</p>	<p>歯科衛生士が患者指導に使用するものとしては有効であり、今後指導する可能性も高い。将来的に口臭測定に関する知識は必要です。ガスクロマトグラフィーのように高価なものだけを指すのではなく、簡易で安価な口臭測定器でも可とします。</p>
60	<p>第八 実習施設に関する事項について、臨床実習、臨地実習が入っていますが、第六では臨地実習（臨床実習含む）となっております。歯科衛生士の養成所の実態から考えると、臨床実習を行える施設は大学病院などが併設されているごくわずかな養成所しかありませんので、第八も臨地実習（臨床実習含む）にする方が多い部分が多いと思います。</p>	<p>「臨床実習施設」、「臨床実習施設以外の実習施設」という区分を廃止し「実習施設」としました。</p>
61	<p>別添 2 について、保存処置用器具一式（歯髄診断器・電氣的根長測定器・電動式アマノレガム練和器等を含む）について、アマルガムは時代背景を考えると必要でしょうか？むしろラバーダムが入っていないのが不思議です。</p>	<p>歯髄診断器、電氣的根長測定器は削除したのではなく、必要なものをあげると煩雑になってしまうため、一式に含めました。アマルガム治療は現在ほとんど見られないため、明記はしていません。ラバーダムについては歯内治療のどの処置も器材一式の中に含まれているため、あえて明記はしていません。</p>
62	<p>別添 3 について、歯科矯正臨床ではレントゲン撮影においてセファログラム（頭部 X 線規格写真撮影法）を撮影しており、保険点数でもセファログラム（一連につき）という項目があります。全衛協が監修している教科書にも掲載されていますが、指導ガイドラインには含まれていません。通常のデンタル撮影装置では撮影できないこともありガイドラインを充実していただければいかがでしょうか。</p>	<p>セファログラムは高額でスペースも必要です。矯正の学習では画像の活用も可能と考えます。またフィルム的位置づけについては国家試験の出題範囲ではないためすべての学生が修得しなければならない事項ではないと考えます。</p>

63	<p>第六（１）イ 臨地実習</p> <p>臨地実習については、1 単位を 45 時間の実習をもって構成することとし、実習時間の 3 分の 2 以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。</p>	<p>診療所で実習することはないので削除しました。</p>
64	<p>第七 2 教室等（１）普通教室（視聴覚教室を含む）、</p>	<p>現在 ICT の発展とともに、これまで視聴覚教室等でなければ運用できなかったプロジェクターや AV 機器などの視聴覚教材は機能的で小型化しており、普通教室で別添 2 のプロジェクター、AV 装置一式（OHC を含む）、パーソナルコンピューターを用いることで代用できるとしました。</p>
65	<p>第七 2 教室等（３）ガスを入れて頂きたい。</p>	<p>近年では電気と水道が設置されていれば、給湯も可能と考えます。また授業でガスを使用していない養成機関もあることからガスの設置は必須ではないとしました。</p> <p>加熱を必要とする歯科材料の取り扱いや火炎滅菌等の実習を実施する際はポータブルのバーナー等の活用も可能と考えます。</p> <p>しかし給湯設備は必要ですので、電気、水道及び換気等→電気、給湯・給水及び換気等に変更します。</p>
66	<p>第七 2 教室等（６）「に関する準備室」は削除</p>	<p>準備室は不要と考え削除します。</p>
67	<p>第八 実習施設に関する事項</p> <p>実習施設としては、臨床実習施設としての病院、診療所、歯科診療所以外に、臨床実習施設以外の実習施設としての保健所、市町村保健センター、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</p>	<p>市町村保健センターを追加しました。</p>

68	<p>第八 2 (1) 臨床実習施設における専任の指導教員は、</p>	<p>「専任の指導教員」は常勤教員を示す「専任教員」区別がつかないため、「指導教員」としました。</p>
69	<p>第八 3 臨床実習と臨地実習の定義は？ 臨地実習施設以外の実習施設とはどこですか？</p>	<p>「臨床実習施設」、「臨床実習施設以外の実習施設」という区分を廃止し「実習施設」としました。実習施設で記し、場を明確にしました。</p>
70	<p>別添 2 数量の後に以上（「1」→「1以上」）を入れたほうが良い 高圧蒸気滅菌器 超音波洗浄器またはそれに準ずる物 冷凍冷蔵庫 口腔外バキューム 歯科用タービンヘッド 車椅子 口臭測定器 スケーラーシャープナー 口腔機能評価用器材一式（舌圧計など） 健康増進関連機器一式（身長計・体重計・体脂肪計など） 人体骨格模型 人体解剖模型 頭蓋骨模型 口腔周辺器官シミュレーター プロジェクター</p>	<p>「1以上」としました。</p>
71	<p>別添 2 具体的に何を示すか、例を示したほうが良いです。 口腔衛生管理用器材一式 食生活指導用器材一式 口腔機能管理用器材一式</p>	<p>これらの一式に含まれると考える器具器材は安価であり消耗品がほとんどであると考えます。ガイドラインに必要器材の詳細を記載するのは適当でなく、また各養成校の自由度も必要です。</p>

	健康教育用器材一式 救命救急処置器材一式	
72	別添2 マイクロモーターハンドピース（ユニットとは別途） 学生3人に1→学生5人に1	歯科用ユニットの数に合わせた数です。
73	別添2 矯正装置装着の器材一式（各種プライヤーなど）（追加あり）	追加しました。なお「参考」として別表を作成しました。
74	別添2 矯正装置撤去の器材一式（ブラケットリムーバーなど）（追加あり）	追加しました。なお「参考」として別表を作成しました。
75	別添2 健康増進関連機器一式（身長計・体重計・体脂肪計など）（追加あり）	身長は体重ほど変化ないため、自己申告が可能であるため明記していません。
76	別添3 具体的に何を示すか、例を示したほうが良いです。 歯科予防処置 器材一式 歯科保健指導 器材一式	基本的に別添2に準ずると思われませんが、歯科臨床の実習施設によって仕様が異なり、ガイドラインにこれ以上の詳細を記載するのは適当ではありません。